

2023年8月吉日

ご投資家の皆さまへ

明治安田アセットマネジメント株式会社

### 投資信託約款の変更予定に関するお知らせ

平素より、弊社の投資信託をご愛顧いただき、誠に有り難うございます。

さて、弊社の投資信託につきまして、今後、下記のとおり投資信託約款の変更を行いますので予めお知らせいたします。

なお、本件につきまして、受益者の皆様の手続きは不要です。弊社にてすべての手続きを完了いたします。

#### <対象ファンド>

ファンド名称	約款変更予定日
明治安田 J-REIT 戦略ファンド（毎月分配型）	2023年9月16日

#### <変更内容>

- ・デリバティブ取引制限（利用目的をヘッジ目的及び現物代替に限定）

#### <変更理由>

当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドが約款変更を行い、デリバティブ取引の利用目的を「ヘッジ目的」と「現物代替」に明確にしたため、当ベビーファンドにおいても同様の約款変更を行うものです。なお、当ファンドの実質的な運用への影響はございません。

#### <照会先>

明治安田アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル：0120-565787（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

**【当該投資信託約款に係る新旧対照表（案）】**

[投資信託約款の変更の対象となるファンド]

追加型証券投資信託

明治安田 J-R E I T 戦略ファンド（毎月分配型）

**【変更の内容】**

運用の基本方針

※下線部は変更部分を示します。

新	旧
<p>2. 運用方法                      (3) 投資制限                      ①～④ 〈略〉</p> <p>⑤ <u>約款で定めるデリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</u></p> <p>⑥ <u>（削除）</u></p>	<p>2. 運用方法                      (3) 投資制限                      ①～④ 〈略〉</p> <p>⑤ <u>不動産投信指数先物取引および有価証券先物取引等は約款の所定の範囲で行います。</u></p> <p>⑥ <u>スワップ取引は約款の所定の範囲で行います。</u></p>

約款

※下線部は変更部分を示します。

新	旧
<p>（先物取引等の運用指図・目的・範囲）                      第 19 条 <u>委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）</u>、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）のうちわが国の不動産投信指数を対象とする先物取引および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。</p> <p>② <u>委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。</u></p>	<p>（先物取引等の運用指図・目的・範囲）                      第 19 条 <u>委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）</u>、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）のうちわが国の不動産投信指数を対象とする先物取引および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。</p> <p>② <u>委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの</u></p>

新	旧
<p>③ <u>委託者は、</u>わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。</p> <p>(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)  第20条 <u>委託者は、</u>異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。</p> <p>②～⑥ 〈略〉</p> <p>(金利先渡取引の運用指図)  第21条 <u>委託者は、</u>金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。</p> <p>②～④ 〈略〉</p>	<p>指図をすることができます。</p> <p>③ <u>委託者は、</u>信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。</p> <p>(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)  第20条 <u>委託者は、</u>信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。</p> <p>②～⑥ 〈略〉</p> <p>(金利先渡取引の運用指図)  第21条 <u>委託者は、</u>信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。</p> <p>②～④ 〈略〉</p>

以上